

開設予定地について

事務所開設予定地が以下の表（人口密集地区）に該当する場合は、1次選考（書類審査）において評価の対象とする。（公募要領8ページ「3立地・設備」を参照）

圏域	人口密集地
中央—5	浜野駅を中心とした半径300m圏内
花見川—4	畑町東バス停から畑町西バス停までの穴川天戸線から100m以内 にれの木台中央バス停、にれの木台東バス停から半径100m圏内